



福岡医発第500号(地)

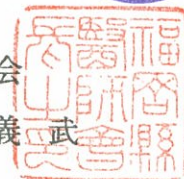
平成18年 6月 2日²²⁵~~246~~



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武



平成18年度「HIV検査普及週間」の実施について

向夏の候 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に伴う諸通知等につきましては、平成18年4月28日付福岡医発第223号(地)をもってお送りしておりますが、今般、平成18年度「HIV検査普及週間」の実施につきまして、別添のとおり福岡県保健福祉部より通知がありました。

本件は、厚生労働省が定めた平成18年度「HIV検査普及週間」実施要綱に基づき、別添の福岡県内各保健福祉環境事務所を中心に、HIV・エイズ検査・相談体制の充実を図る取り組みを強化することにより、国民のHIVやエイズに対する関心を喚起し、検査の浸透・普及を図るものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎



「公印省略」

18健第1020号
平成18年6月1日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部健康対策課長
(結核感染症係)

平成18年度「HIV検査普及週間」の実施について

エイズ対策の推進について、日頃から御高配を賜りありがとうございます。

さて、平成18年度よりHIV検査普及週間が創設され、別紙実施要綱に基づき実施することとなりました。福岡県においても、別紙のとおりHIV検査体制を強化して取り組むこととしておりますので、お知らせします。

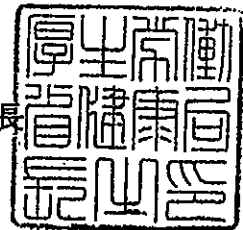


健発第0331002号

平成18年3月31日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長



平成18年度「HIV検査普及週間」について

エイズ対策の推進に当たっては、日頃から御高配をいただいているところであるが、平成18年度より、HIV検査普及週間を創設し、平成18年度「HIV検査普及週間」実施要綱（別紙）に基づき実施することとしたので、貴職におかれては、当実施要綱を参考にHIV検査の普及・推進を図るようお願いする。

なお、本週間に実施した検査・行事等については、平成18年7月末日までに厚生労働省健康局疾病対策課あて御報告願いたい（報告様式は別途通知する）。

(別 紙)

平成18年度「H I V検査普及週間」実施要綱

1 趣 旨

H I V感染者・エイズ患者新規報告数は、依然として増加傾向にある。平成16年においては、初めてあわせて1,000件を突破して過去最高となっており、平成18年1月27日に開催されたエイズ動向委員会の発表によると、平成17年の速報値でも1,000件を突破しているなど、予断を許さない状況となってきた。

また、診断時には既にエイズを発症している事例が約3割を占めており、これは、早期発見のための検査機会を逸していることによるものと考えられる。

これまでも保健所や検査室等においては、無料・匿名でH I V検査を行うとともに、利用者の利便性に配慮した検査・相談体制の構築を進めてきたが、今後はより一層こうした取組みの推進が求められている。

そこで、ここに、H I V検査普及週間（以下「本週間」という。）を創設し、国や都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区を言う。以下同じ）が行う検査・相談体制の充実を図る取組みを強化することにより、国民のH I Vやエイズに対する関心を喚起し、もってH I V検査の浸透・普及を図ることとする。

2 期 間

平成18年6月1日(木)～7日(水)

3 主 唱

厚生労働省・財団法人エイズ予防財団

4 主 題 (キャッチフレーズ)

各都道府県等によって適宜定めるものとする。

なお、H I V検査ではなく、広く理解されやすくなるよう「エイズ検査」という名称を用いても構わない。

(例：「エイズ検査は、あなたにも必要です」等)

5 実施方法

(1) 厚生労働省・財団法人エイズ予防財団

本週間に係る全国的なキャンペーン活動を行うとともに、期間内における検査の日程及び会場等について、プレス発表等を通じて全国一斉に紹介することにより、広くH I V・エイズに対する関心の喚起を図る。

また、H I V検査や相談・カウンセリングに係るマニュアル等を作成するなど、

検査や相談に係る情報提供を行うことにより、都道府県等が行う検査・相談に対する技術的支援を行う。

(2) 都道府県等

検査受診者の立場に立ち、地域における特性を踏まえながら、利便性やサービス向上に配慮した検査・相談体制の整備促進を図り、これにより、H I V検査が地域住民にとって身近なものと捉えられるよう環境整備に努めること。

具体的には、平日夜間や土日における検査といった時間外検査や、迅速検査の実施はもとより、H I V検査の普及を図るため、イベント等集客の多い機会と連動した検査の実施などを行う。

また、エイズに係る正しい知識の普及啓発を進めるとともに、検査・相談の利用に係る情報につき、積極的な広報に努める。

6 留意事項

H I V検査や相談に当たっては、検査受診者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、検査前及び検査後の相談の機会を、受診者個々人の行動変容を促す絶好の機会と位置付け、適切な相談を行うよう努めること。また、陽性が判明した場合については、医療機関の紹介等にあたり十分に説明する等配慮すること。

7 その他

なお、本週間における当検査・相談の実施については保健事業費等国庫負担（補助）金「特定感染症検査等事業（H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業）」の補助対象であること、また検査・相談とあわせて行うイベント等については、「エイズ対策促進事業」の補助対象であることを申し添える。

H I V ・ エ イ ズ 検 査 普 及 週 間 実 施 計 画 内 容

No	県保健福祉環境事務所	検査実施時間等
1	※ 筑紫保健福祉環境事務所	・ 6日（火）9:00～15:00 ※昼休み時間も対応
2	粕屋保健福祉環境所	通常時間の検査
3	宗像保健福祉環境事務所	通常時間の検査
4	朝倉保健福祉環境事務所	通常時間の検査
5	糸島保健福祉環境所	・ 20日（火）17:00～20:00検査 ・ 27日（火）17:00～20:00結果説明
6	遠賀保健福祉環境所	通常時間の検査
7	鞍手保健福祉環境所	・ 6日（火）17:30～19:30
8	嘉穂保健福祉環境所	通常時間の検査
9	※ 田川保健福祉環境所※	・ 5日（月）13:00～15:00 ※12:35頃にRKBラジオ取材
10	※ 久留米保健福祉環境所※	・ 4日（日）10:00～14:00 ・ 7日（水）9:00～11:00結果説明
11	八女保健福祉環境事務所	・ 3日（土）13:00～17:00検査 ・ 10日（土）13:00～17:00結果説明
12	山門保健福祉環境事務所	・ 5日（月）13:00～19:00検査 ・ 12日（月）13:00～19:00結果説明
13	京築保健福祉環境事務所	・ 11日（日）11:00～15:00検査 ・ 18日（日）11:00～15:00結果説明

※迅速検査導入予定の保健福祉環境事務所

参考：検査普及週間（平日夜間・土日）における政令市の取り組み

○福岡市（通常行っている取り組み）

・日時：6月6日（火）18時～20時

※結果のお知らせは1週間後

・検査方法：通常検査

・場所：中央区保健福祉センター

○北九州市

・日時：6月3日（土）14時～15時45分

※結果のお知らせは6月12日（月）18時～19時30分

・検査方法：通常検査

・場所：北九州市保健所

○大牟田市

・検査普及週間では特に予定はなし

エイズ・性感染症検査保健所一覧表

平成18年5月25日現在

保健所名		相談	検査		検査項目		
		相談電話番号	曜日	受付時間	HIV	梅毒	クラミジア
北九州市	北九州市保健所	093-522-8727(エイズエイズホットライン)	第1月	18:00～20:00	○	○	○
	小倉北区役所	093-582-3440	火	9:00～11:00	○	○	○
	八幡西区役所	093-642-1441(内435)	月	9:00～11:00	○	○	○
福岡市	東区保健福祉センター	092-651-8391(エイズダイヤル)	火	9:00～11:00	○	◎	○
	博多区保健福祉センター	092-441-0023(エイズダイヤル)	木	9:00～11:00	○	◎	○
			第2, 4水	16:00～18:00	○		○
	中央区保健福祉センター※	092-712-8391(エイズダイヤル)	火	9:00～11:00	○		
			第1, 3火	18:00～20:00	○		
	南区保健福祉センター	092-541-8391(エイズダイヤル)	火	9:00～11:00	○	◎	○
	城南区保健福祉センター	092-822-8391(エイズダイヤル)	水	9:00～11:00	○	◎	○
	早良区保健福祉センター	092-846-8391(エイズダイヤル)	水	9:00～11:00	○	◎	○
政令市以外	西区保健福祉センター	092-891-0391(エイズダイヤル)	月	9:00～11:00	○	◎	○
	大牟田市保健所	0944-41-2669	金	13:00～15:00	○	◎	
	筑紫保健福祉環境事務所※	092-582-2522(エイズホットライン)	火	9:00～11:00	○	○	○
	粕屋保健福祉環境事務所	092-939-1534	火	9:00～11:00	○	○	○
	宗像保健福祉環境事務所	0940-36-2366	火	9:00～10:30	○	○	○
	朝倉保健福祉環境事務所	0946-22-3964	火	9:00～10:00	○	○	○
	糸島保健福祉環境事務所	092-322-1439	火	9:00～10:30	○	○	○
	遠賀保健福祉環境事務所	093-201-4164	月	9:00～10:00	○	○	○
	鞍手保健福祉環境事務所	0949-23-3120	火	9:00～11:00	○	○	○
	嘉穂保健福祉環境事務所	0948-23-5911(エイズホットライン)	火	9:00～10:00	○	○	○
	田川保健福祉環境事務所※	0947-42-9345	火	9:00～11:00	○	○	○
	久留米保健福祉環境事務所※	0942-30-1099(エイズホットライン)	火	9:00～11:00	○	○	○
	八女保健福祉環境事務所	0943-22-6960	月	13:00～14:00	○	○	○
	山門保健福祉環境事務所	0944-72-2185	月	13:00～14:00	○	○	○
	京築保健福祉環境事務所	0930-23-3935	火	9:00～10:00	○	○	○

注1)※:迅速検査(即日検査)実施保健所

注2)山門保健福祉環境事務所:6月から検査時間を15:00～16:00に変更

注3)◎:有料検査